一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給事務取扱要領

令和　２年２月２７日
制　　定

（目的）

第１条　この要領は，一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）における謝礼金（以下　「謝金」という。）の支給基準額を定めるとともに，支給に関する事務取扱について必要な事項を定め，当該謝金の支給について適正かつ円滑に実施することを目的とする。

２　本法人子ども居場所学生ボランティアセンターにおける謝金については、別に定める。

（定義）

第２条　この要領に定める謝金とは，学内外の知識人，研究者，学生及び機関等に講演，指導助言，資料の提供及び実習指導（以下「講演等」といい，別表「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給基準単価表」の事項欄に定めるものをいう。）を依頼し，その講演等の実施に対する謝礼として，金銭を以て支給するものをいう。

２　前項に定める講演等において，請負，雇用等として，相手方に債務履行を求めるものはこの取扱要領の対象外とする。

（事前承認）

第３条　本法人において，前条第１項に定める講演等を依頼し，謝金の支給を必要とするときは，講演等実施並びに支出伺（別紙様式第１号）により，予め事務局長の承認を得なければならないものとする。

（実施済報告）

第４条　講演等を実施した場合は，速やかに講演等実施済報告書（別紙様式第２号）により，事務局長に報告しなければならないものとする。

（謝金の支給基準）

第５条　本法人における謝金については，別表「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給基準単価表」に示す単価を上限とする。

（その他）

第６条　事務局長は，この取扱要領により難い特別な事情がある場合は，個別の事案毎に予め代表理事と協議のうえ決定するものとする。

（改廃）

第７条　この要領の改廃は，代表理事が行う。

附　則

１．この要領は，令和２年４月１日から実施する。

別表

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄諸謝金支給基準単価表

事　　項		適用範囲	単　位	基準単価	備　　考
講　演　謝　金		一般講演・特別講演	時間 （但し，30分までは0．5時間とし，30分を超え60分未満の場合は1時間とみなす。）	一律15，000円 （但し，ノーベル賞，フィールズ賞その他これらに相当する賞の受賞者は，1回当たり100，000円とする。）	注）講演等の事前・事後の打合せ等に相当する時間は含まない。
会議等出席謝金			回	20，000円	
原稿執筆謝金	日本語	一般原稿 A4版400字程度	枚	1，600円	
		随想・提言の類 A4版400字程度	枚	1，900円	
		思想・文献の類 A4版400字程度	枚	2，200円	
	外国語	一般原稿 A4版300語程度	枚	4，200円	
		思想・文献の類 A4版300語程度	枚	5，700円	
翻訳謝金	日本語から外国語	A4版300語程度	枚	4，000円	できあがりで判断する。
	外国語から日本語	A4版400字程度	枚	3，000円	
	外国語間	A4版300語程度	枚	5，000円	
同時通訳謝金	英　語	一律	時間	8，000円	
	英語以外の外国語				
逐次通訳謝金	英　語	一律	時間	5，800円	
	英語以外の外国語				
手話通訳謝金		一律	時間	5，000円	
式典等演奏謝金		団体・独奏	回	20，000円	

別紙様式第１号

講演等実施並びに支出伺

起　案　：　令和　　年　　月　　日

決　裁　：　令和　　年　　月　　日

代表理事	事務局長		

伺

下記のとおり講演等〔　　〕を実施してよろしいか伺います。

なお，終了後は，下記の講師等に謝金を支給してよろしいか併せて伺います。

予　　算	
実　施　理　由	
実施月日・時間及び場所	令和　　年　　月　　日（　）　　～ 場所　：
講演等対象者	
講師等氏名・住所及び勤務先等	
所　要　額	単価　　×　　時間　＝　○○○　円
備　　考	

別紙様式第２号

令和　　年　　月　　日

大学コンソーシアム沖縄
代　表　理　事　　殿

職　　名
氏　　名　　印

講演等実施済報告書

標記講演等〔　　〕を下記のとおり実施しましたので報告します。
ついては，謝金の支出方よろしくお願いします。

記

講演等名

演　　題

内　　容　　（実施内容を具体的に，対応・参加人数及び名簿等を添付して報告すること。）

講　　師

実施期間　　平成　　年　　月　　日（　）～ 平成　　年　　月　　日（　）

実施場所